

監査公表 第 5 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 6 月 6 日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二
筑後市監査委員 川 口 裕 二

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 議会事務局

実施期日 令和 6 年 4 月 23 日

(2) 男女共同参画推進室

実施期日 令和 6 年 4 月 24 日

(3) 監査事務局

実施期日 令和 6 年 4 月 24 日

(4) 企画調整課

実施期日 令和 6 年 5 月 9 日

(5) 財政課

実施期日 令和 6 年 5 月 14 日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和 5 年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【企画調整課】

1 支出事務について

地方創生推進委員会については、11名の委員に委嘱書が交付され、委員に対し出席に係る日額報酬が支出されている。

しかしながら、1名の委員出席報酬については、委員推薦を依頼した企業に対し手数料として支出されている。委員への出席報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則により規定されており、委員本人以外への支出は不適切である。